

令和7年度事業計画

1 基本方針

長期に亘る円安基調の影響によって様々なモノの値段や仕入れ価格が上がっているほか、人手不足による人件費の上昇も相まって、小規模事業者を中心とする生衛業界においては、極めて厳しい状況の中での事業運営を強いられている現状が続いています。

加えて、今後も続く人口減少の影響により、地域全体での売上げの大幅な減少も懸念されているほか、経営者自身の高齢化及び後継者問題などもあり、いかにして事業継続を図っていくかという大きな課題も顕在化してきています。

このため、指導センターでは、県や保健所などの行政機関はもちろんのこと、各生衛組合並びに関係機関との連携をさらに密にし、直面するこれらの諸問題に柔軟に対応しながら、営業者の経営の健全化・活性化等を支援し、新型コロナウイルスの影響下にあっても消費者が安心してお店を利用するとともに快適なサービスを受けることのできる地域社会づくりに貢献するため、次の事業を実施するほか、生衛業が取り組んでいかなければならない課題についても検討を行います。

2 一般事業

(1) 生活衛生営業経営指導員による経営等指導事業

経営や融資、さらには店舗の衛生管理等、生活衛生営業者からの様々な相談に対して、指導センターの経営指導員が必要な助言や指導を行います。

① 生活衛生営業相談室運営事業

指導センター内に常設した相談室において、生衛業の経営者あるいは開業を目指している方たちからの相談等に対処し、経営の健全化や衛生的な店づくり等の観点から助言や指導を行います。

② 地区生活衛生営業相談指導事業

県内各地において相談会を開催し、生衛業者からの相談に対して必要な助言、指導を行います。

このほか、各組合からの要請を受けての相談会も開催します。

③ 生衛業地区懇談会の開催

生衛業の健全経営及び生衛組合活動の活性化等を図るためには、生衛業界が抱える課題や地域が抱える課題などについて、関係機関が共通認識を持ち連携協力を図っていくことが必要である。

このため、関係者（生衛組合、保健所、政策金融公庫、指導センター）が一堂に会して情報交換や意見交換を行うための地区懇談会を開催します。

(2) 生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付事業

日本政策金融公庫が取り扱っている生活衛生関係営業経営改善資金（衛経：無担保・無保証人）の借り入れ申込みを行おうとする生衛業者に対し、指導センターの経営指導員や経営特別相談員が、借り入れ内容の確認や店舗状況の確認などの調査を行うとともに、経営改善に向けた助言指導を行うなどし、円滑な融資手続きに向けての事務処理を行うほか、必要に応じ事後指導についても行います。

なお、このところ衛経の利用件数が低迷しているが、その理由の一つとして融資制度があることを知らない生衛業者も多いと考えられるため、様々な機会を捉えて融資制度の広報、説明に努めていきます。

(3) 研修会、講習会等の開催事業

- ① 生活衛生同業組合の役職員及び経営特別相談員の養成や資質の向上を目的として、研修会や講習会を実施します。
- ・生活衛生同業組合役職員等研修会 年1回
 - ・生活衛生営業経営特別相談員研修会 年1回
- ② 一般の生活衛生営業者や生衛組合員にとって必要とされる情報提供を行うための研修会や講習会を実施します。(組合からの要請を受け、その内容に応じたテーマの講習会を実施することを含む。)
- ・一般研修会(衛生、経営、融資、事業承継、税務、感染症対策等)

(4) 情報等の収集提供事業

消費者が安心してお店を利用することができるよう、生衛業者に対し、経営の健全化や適切な衛生対策等に関する各種情報の提供や収集事業を実施します。

- ・広報紙「生衛ふくしま」の発行 年4回
- ・ホームページによる各種情報の提供
- ・各生衛組合からの情報の収集並びに各組合への情報の提供

(5) 生衛業情報化整備事業

全国生活衛生営業指導センターをキーステーションとしたコンピューターネットワークシステムの運営事業を行います。

(6) 振興計画指導事業

厚生労働大臣が定める業種ごとの振興指針に基づいて、各組合が策定する振興計画について助言し、組合活動の活性化につながるよう支援します。

振興指針は5年ごとに改定されることになっており、該当する組合は指針の改定を踏まえて振興計画の変更を行うことになっており、令和7年度には食肉販売業の振興指針改正が予定されています。

(該当する組合は、改定された振興指針を受けてから計画内容を変更することになりますが、計画の変更には総会の承認が必要となります。しかしながら指針改定の告示は例年3月以降となることから、告示を受けてから年度末までに計画内容の変更作業を行った上で総会を招集し、計画の承認を受けることは時間的にも困難となるため、該当する組合は令和7年度の総会で「理事会に一任する」旨の承認を取り付けておく必要があります。)

(7) 消費者等からの苦情相談事業

生活衛生営業に関する消費者等からの苦情あるいは相談に対し必要な助言を行うとともに、該当する事業所等に対しては、組合等と連携しながら指導を行います。

(8) 分野調整事業

地域における中小企業者の経営を守り、地域企業の衰退を防止するため、分野調整等指導事業実施要綱(昭和61年7月9日厚生省生活衛生局長通知)に基づき、大企業等の進出事案が発生した場合には、地元生衛業者との紛争解決のための相談指導及び調整を行います。

(9) 標準営業約款登録事業(Sマーク事業)

消費者がお店を選択する際の参考にしやすいように、業種ごとに定められた約款に基づいて提供するサービス内容や衛生管理の方法等をあらかじめ登録し、その内容を店頭や店内に表示する制度で、指導センターでは、この約款の基準に従って営業を行うおうとする者から登録の申請を受けたときはその者についての登録事務を行います。

[約款登録の対象となる業種]

理容業、美容業、クリーニング業、めん類飲食業、一般飲食業

3 受託事業

(1) 福島県からの受託事業

- ・日本政策金融公庫融資推薦事務事業

店舗の開設や増設等をする際の設備資金の融資を日本政策金融公庫から受けようとする場合に、融資金額が 500 万円を超える場合は都道府県知事の推薦書が必要となるが、県知事に代わってこの推薦書作成事務を行います。

(2) (公財) 全国生活衛生営業指導センターからの受託事業

① 生活衛生関係営業景気動向調査

年 4 回 四半期ごとに調査。

調査対象予定 70 件

② クリーニング師並びに業務従事者の研修等事業

- ・クリーニング業法に基づく研修会等の開催
- ・令和 7 年度は福島市、いわき市、県北及び相双保健所管内の営業者を対象として実施